

(添付資料)

再エネ業務管理システム I D等の提供に係る 経緯と再発防止策

2023年2月24日
中国電力ネットワーク株式会社

再エネ業務管理システムの I D等を使用する業務に従事している当社社員等に対して、当社の管理体制において認められていない者（社内外を含む）への提供の有無等についてアンケート調査を実施した結果、4名の社員が中国電力の一部の社員へ提供していたことを確認し、経緯等についてヒアリングを実施した。

【提供に至った経緯（目的）】

- 中国電力担当者からの I D等の提供依頼に対し、未稼働太陽光発電設備等の運転開始時における認定情報の確認等※の業務に必要であるだろうとの考え等から I D等を提供

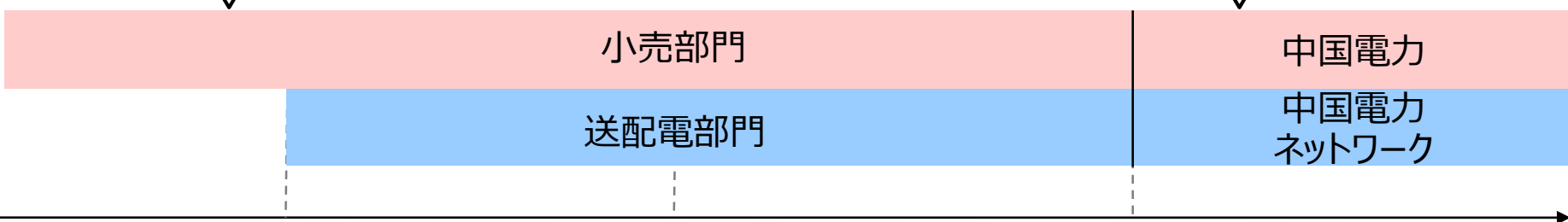
※未稼働の太陽光発電設備等の運転開始時における認定情報の確認

中国電力小売部門が買取主体であった時期に認定を受けた発電設備が、2018年8月の再エネ業務管理システム運開後に運転開始した場合に、中国電力小売部門（分社後は中国電力）からは再エネ業務管理システムを通じて認定情報を確認できない

A発電所が小売買取
案件として認定
(未稼働)

A発電所が運転開始
(中国電力からは認定情報を
確認不可)

(買取主体)



2017年4月
送配電買取開始

2018年8月
再エネ業務管理システムの運開

2020年4月
分社

	原因	再発防止策
管理体制・ルール	<ul style="list-style-type: none"> ■ I D等の管理方法の取扱いに関する定期的な周知が行われていなかった。 ■ 定期的なパスワード変更を行っていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係規則において、I D等の当社業務実施箇所以外への提供の禁止について明確化する。 【令和5年2月実施済】 ■ 定期的にパスワードを変更する運用とする。また、パスワード変更の都度、その管理方法について関係の社員に周知する。 ■ 関係の社員への聞き取り等を通じて I D等の管理状況を定期的に把握し、必要により改善策を講じる。
意識面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理箇所において、I D等の重要性は認識していたものの、I D等は閲覧制限をかけた文書管理フォルダへ登録していることから、現状の管理方法で問題ないと考えていた。 ■ 提供者において、中国電力担当者からの I D等の提供依頼に対し、未稼働太陽光発電設備等の運転開始時における認定情報の確認等に必要であるだろうとの考え等から I D等を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎年実施している全社員を対象としたコンプライアンス研修に今回の不適切事案の内容を織込み、コンプライアンス意識のさらなる向上を図る。 ■ 再エネ業務管理システムは当社のみ使用が許可されていること、I D等の当社業務実施箇所以外への提供の禁止する旨を、I D等を記載した文書の管理場所に明記する。 【令和5年2月実施済】 ■ 人事異動時に、業務実施箇所への転入者に対し、当該システムの I D等の管理方法に関して教育を行う。